

第 1 章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

「健康増進」(Health Promotion)とは、WHO(世界保健機関)^{※1}が昭和21年に提唱した健康の定義^{※2}に基づいて人々の健やかな生活を追求するものです。人々の健康をめぐる状況は刻々と変化を続け、近年では「健康増進」を個々人の問題ではなく、環境の整備も踏まえて考えるべきであるとされています。わが国においても、健康をめぐる国民の状況や変化に合わせつつ、健康増進施策が推し進められてきました。

日本においては、世界的にみても平均寿命が長く、健康水準が非常に高くなっています。しかし、高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、がん、糖尿病などの生活習慣病の増加が大きな課題となってきました。このような中、平成12年に「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」が策定され、病気などによる社会的な負担を減らし、国民の健康寿命を延伸して、活力ある持続可能な社会を築くことがめざされました。そして平成24年7月に、新たな健康課題や社会的背景を踏まえ、「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動(健康日本21(第二次))」が定められました。この新たな計画では、生活習慣病の一次予防に加えて、重症化予防への重点化、地域で健康づくりを支える社会環境の整備などに取り組み、「健康寿命^{※3}の延伸」や「健康格差の縮小」などをめざすことが示されました。

こうした動向を受け、愛知県では平成24年度に「健康日本21あいち計画」を見直し、「健康日本21あいち新計画」が策定されました。健康寿命が男性で全国第1位、女性で全国第3位という結果を受けて、「健康長寿あいちの実現」をさらに推し進める方向性が示されています。

本市は、平成15年から「健康づくりのまちづくり」を市の最重要施策の一つに位置づけていたことから、WHOが提唱する健康都市の理念に賛同し、平成16年6月に「健康都市連合」^{※4}の設立メンバーとして加盟を承認されました。そして、同年8月に健康都市宣言を行い、健康都市の実現をめざしてきました。

平成16年度に『元気いっぱい! 幸せいっぱい! ともにつくる“健康あさひ”』を基本理念とし

※1 WHO(世界保健機関)

世界中の保健衛生に関する指導や必要な手助けなどを行う国際連合の専門機関で、健康を基本的人権の一つととらえ、すべての人々が可能な最高の健康水準に達することを目的として1948年に設立された。

※2 健康の定義

「健康とは単に病気でない、虚弱でないというのみならず、身体的、精神的そして社会的に完全に良好な状態を指す」という健康の定義であり、1946年にWHO(世界保健機関)が提唱した。

※3 健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

※4 健康都市連合

都市の住民の健康を守り、増進することを目的とした国際的なネットワーク。連合は、「健康都市」と呼ばれる取り組みを通じて目的を達成しようとする、都市とその他の機関からなるグループである。

た、「健康あさひ21計画」を策定し、市民が主体的に健康づくりに取り組むとともに、社会全体で健康づくりを支援する活動を推進してきました。平成22年度には「健康あさひ21計画」の中間評価を行い、新たに食育[※]の推進を目標の一つに盛り込み、市民生活の変化等にも対応した取り組みを積極的に進めてきました。

(2) 計画策定の趣旨

このたび策定する「第2次健康あさひ21計画」（以下、「本計画」という。）は、これまで尾張旭市で取り組んできた健康づくり活動を引き継ぐとともに、第1次計画の最終評価結果を受け、新たな健康課題への対応などを行い、本市の健康づくりのさらなる発展をめざすものです。

少子高齢化が避けられない状況の中、今後も医療費や介護保険費用等の継続的な増加が見込まれます。市民一人ひとりの健康は、持続可能な社会保障制度の構築にもつながる重要なものであるという認識のもと、本計画の推進により、子どもから高齢者まですべての市民が、健やかで心豊かに生活できるまちづくりに取り組みます。

(3) 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「市町村健康増進計画」として位置づけます。

また、本計画の「食育」に関わる部分は、食育基本法第18条に基づく「市町村食育推進計画」として位置づけます。

[※] 食育

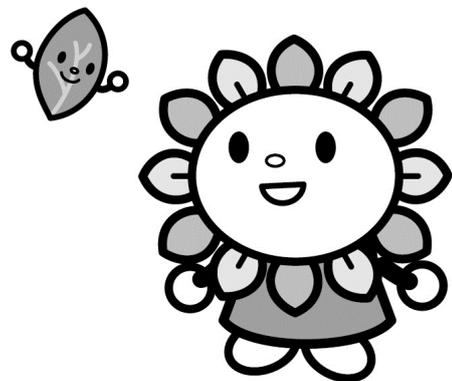
食に関する知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を送ることができるようにするための取り組み。

2 計画の期間

本計画の計画期間は、平成 27 年度から平成 36 年度までの 10 年間として定めます。また、中間年度である平成 31 年度に、中間評価・見直しを行うこととします。

ただし、計画期間中であっても、さまざまな状況の変化により見直しの必要性が生じた場合は、適宜、計画の見直しを行っていくこととします。

■計画の期間

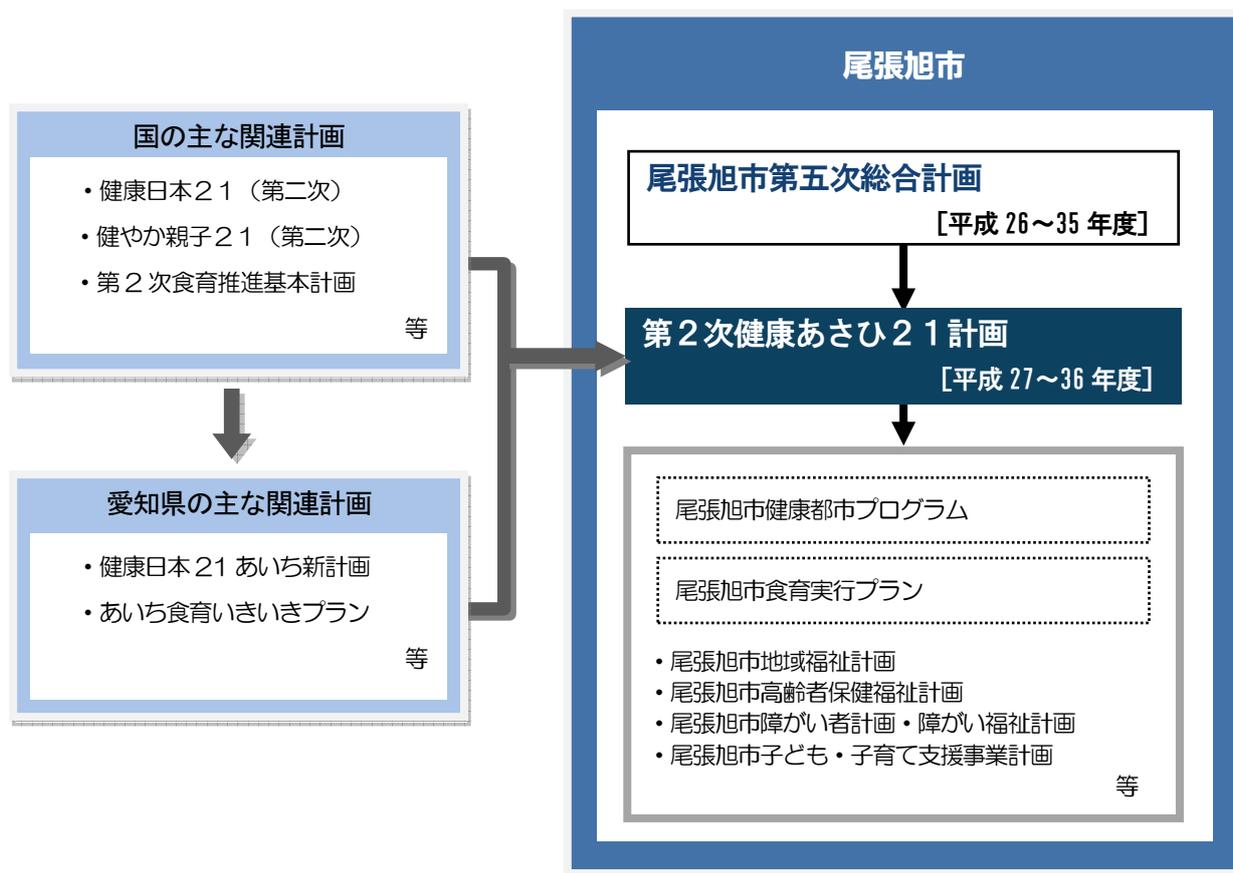


3 上位計画・他計画との関連

本計画は、国が定める「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」、母子保健の主要な取り組みのビジョンを示す計画である「健やか親子21（第二次）」、そして愛知県が定める「健康日本21 あいち新計画」を踏まえて策定します。

また、本計画は市の最上位計画である「尾張旭市第五次総合計画」や、“健康都市 尾張旭”のあり方を示した「尾張旭市健康都市プログラム」、食育推進に関する具体的取り組みを示した「尾張旭市食育実行プラン」と整合を図りながら策定します。さらに、「尾張旭市地域福祉計画」「尾張旭市高齢者保健福祉計画」「尾張旭市障がい者計画・障がい福祉計画」「尾張旭市子ども・子育て支援事業計画」といった、本市の保健、福祉等の方向性を定める関連計画とも整合を保ちながら策定します。

■計画の関連イメージ



4 「健康日本21（第二次）」の内容

平成25年度から平成34年まで推進される、国の「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」の概要は次のとおりです。

■10年後にめざす姿

「全ての国民が共に支え合い、健康で幸せに暮らせる社会」

■国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

21世紀のわが国において少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民が共に支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージに応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、平成25年度から平成34年度までの「二十一世紀における第二次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次）」を推進する。

■健康の増進に関する基本的な方向

①健康寿命の延伸と健康格差の縮小

生活習慣の改善や社会環境の整備によって達成すべき最終的な目標。

②生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底（NCD（非感染症疾患）^{※6}の予防）

がん、循環器疾患、糖尿病、COPD^{※7}に対処するため、一次予防・重症化予防に重点を置いた対策を推進する。

③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上

自立した日常生活を営むことをめざし、ライフステージに応じ、「こころの健康」「次世代の健康」「高齢者の健康」を推進する。

④健康を支え、守るための社会環境の整備

時間的・精神的にゆとりある生活の確保が困難な者も含め、社会全体が相互に支え合いながら健康を守る環境を整備する。

⑤栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善

生活習慣の予防、社会生活機能の維持及び向上、生活の質の向上の観点から、各生活習慣の改善を図るとともに、社会環境を改善する。

^{※6} NCD（非感染症疾患）

国際的に、がん、循環器疾患、糖尿病及びCOPDの4つの疾患を重要なNCD（非感染性疾患）としてとらえ、予防と管理のための包括的な対策を講じることが重要とされている。

^{※7} COPD

COPD（慢性閉塞性肺疾患）は、有害な化学物質や粉じんを長期間にわたって吸い続けることで起きる肺機能低下や炎症性疾患のこと。咳、たん、息切れといった初期症状から徐々に呼吸障害が進行する。